

アジア・アフリカ ラテンアメリカ

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会機関紙

今月の
読み物

- 2 面～3 面 核兵器廃絶と非同盟運動
- 4 面 アメリカの核兵器正当化論
- 5 面 米のイラン攻撃を非難（声明）
- 6 面 キューバに支援金渡す
- 7 面 列島 AALA
- 8 面 わたしと AALA

2025 年 8 月 1 日 No.781

特集

被爆 80 周年 戦争と危機のなかの希望



国連HPから

連載

核兵器禁止条約第一回再検討会議にむけて①

新潟県 AALA 代表 谷本盛光

今年 3 月にニューヨークで開催された
核兵器禁止条約第 3 回締約国会議に日本 AALA の代表として参加

戦後 80 年・被爆 80 年と国連の創設 80 年を迎えた今年、世界は安定・平和の方向に進むのではなく、私たちは核保有国による大規模な戦争を目の当たりにしています。ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザの破壊、インドとパキスタンの軍事衝突、そして、イスラエルと米国のイラン核施設攻撃など今は予断を許さない戦時です。これらの戦争によって、国連と国際法の役割が問われると同時に、核兵器で平和が保たれるという「核抑止」とは何であるか可視化されつつあります。

世界規模で進む危機的な事態は、人類の世界は終わる可能性も示しています。実際、核戦争や地球温暖化の進行は人類を破滅させるのです。そのなかで「核兵器禁止条約は、この激動の時代における希望の光」という「核兵器禁止条約（TPNW）第 3 回締約国会議」（今年 3 月開催）で採択された政治宣言は、核戦争危機の認識と克服すべき課題を明確にし、結束によって核兵器廃絶の道筋を示しています。この会議は破局ではなく、連帯と信頼が満ち溢れた

未来を拓こうというものでした。

一方、来年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、第 3 回準備委員会が 4 月 28 日から 5 月 9 日に開催されました。オープニングセッションで岩屋外務大臣が発言しましたが、「核兵器禁止条約」には一切触れていません。米国の「核抑止論」に追随する日本政府の内実が露わになったのです。広島地方紙（「中国新聞」5 月 10 日）は、「その役割を果たすと公言する被爆国日本の存在感は薄かった。核抑止の再考を促そうとした議長方針に、核の傘に頼る立場から反発したため、合意形成へ身動きが取れなくなったのではないか」と書いています。第 3 回準備委員会は、核大国間の非難の応酬で合意声明を出すことができず、「橋渡し」という日本の存在感はありませんでした。核軍縮と核不拡散をめざす NPT 体制が危うくなっています。中満泉国連事務次長はこの会議の冒頭で、「来年の NPT 再検討会議で、まだ成功は可能でしょうか？」と切実な問いを発しました。

（2 面に続く）

アメリカによるイラン軍事攻撃を非難する（声明 5 面）

大国の圧力に抗して

核兵器をめぐる危機的状況のなかで、グローバルサウスを代表する非同盟運動（NAM）の発言は力強いものです。NAMの議長国ウガンダは、「NAM加盟国は、核兵器禁止条約の実施に全面的にコミットしており、2026年に開催されるTPNW第1回検討会議に向けて、核兵器のない世界の実現に向けて建設的な準備を進めている。NPTの無期限延長は、核兵器の無期限保有を意味するものではない。NAMグループは、NPT第6条（核軍縮義務）の履行を強く求める。これはすべての締約国の明確な法的義務であり、その履行は任意でも条件付きでもない」と発言し、核保有国に核軍縮の履行をせよと求めた。2020年核兵器禁止条約が発効するための50か国による批准が達成される前、米国はNAM諸国のいくつかに書簡を送っています。「核禁止条約を批准する国家主権は尊重するが、それは戦略的な誤りであり、批准を取り下げるべきだと考える、禁止条約は核軍縮に関して時計の針を戻す。NPT体制にとって危険な存

在だ」（AP通信2020.10.21）と圧力をかけました。それにもかかわらず、ホンジュラスの批准により核兵器禁止条約は成立し、発効されたのです。核保有大国に負けないグローバルサウスの力が発揮されました。

原爆以前の国連憲章

日本が東アジアの平和の構築を目指すとき、日本国憲法9条の意義は大きいものです。日本も含めて多くの国々は、国際的平和を乱す戦争がおきると、国連憲章を守れと言います。しかし、国連憲章の戦争観は原爆を知らないものなのです。国連憲章はサンフランシスコにおいて1945年6月26日に署名されています。原爆を知らない戦争観は、署名日の直後6月28日、岡山、門司、延岡、佐世保が米軍の空爆で焼け野原になったことから窺えます。通常兵器による軍事的措置とそれによる平和回復が有効であると考えられていました（AERA Mook 59, 2000年：憲法がわかる、水島朝穂）。国連は広島・長崎の原爆の惨状を知ったとき、核軍縮が人類の最優先目標であると気づいたのです（国連

総会第1号決議）。

究極の非戦を貫く憲法

一方、広島・長崎の惨状をみた日本国憲法には核戦争後の復興は不可能という戦争観が貫かれています。憲法前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と書き込まれました。軍事的措置が平和をもたらすとは考えられなかったのです。憲法9条二項の戦力不保持と交戦権の否認は、究極の非戦であり、核時代に先んじたものでした。国の安全保障は軍事ではなく、憲法9条に依るのです。核兵器禁止条約締約国会議のような世界の平和を目指す国際会議で、日本側から憲法9条の理念に基づく核廃絶の道筋を、各国に響く内容で発信する必要があります。

日本被団協のノーベル平和賞受賞から力もらって、来年の核兵器禁止条約第一回再検討会議にむけて、日本AALAとしてどのように取り組むことができるのか、核兵器禁止条約に関わる各論を次回以降の連載で論じてみたいと思います。

核兵器廃絶にむけ世界動かす非同盟運動

小林立雄（宮城県AALA事務局長）

今年は被爆80年。残念ながら核兵器をめぐる今の状況はキューバ危機に次ぐ危機的状況にあります。ノーベル委員会は、日本被団協にノーベル平和賞を授与することにより、2025年を核兵器廃絶に向けた新たな出発の力にする姿勢を示しました。フリードネス委員長は授賞式の演説でそのことを端的に述べています。

同時に、国際政治の歴史の脈絡の中で、核兵器廃絶という課題を改めて見ると、70年前のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）で出された平和10原則が非同盟運

動を作り、この非同盟運動がどんなに大きな力を出してきたかが見えてきます。

ネルー首相のよびかけ

1947年8月の独立に先立つ1946年9月7日、インドのネルー首相は、ニューデリー放送局から「我々は相互に敵対し同盟を結んでいるグループのパワーポリティックスから、可能な限り遠ざかることを提案する。このようなグループこそ過去において世界大戦を引き起こした…」と呼びかけ、軍事同盟に加わらない非同盟外交

の実践をのべました。

1950年6月に朝鮮戦争が勃発し、米国が原爆使用の検討をしたことに対し、ネルーは米国に核兵器使用反対の意思表示をしました。また1954年3月ビキニ事件の時も世界の政治家の中で最も速く、決然とした対応を示しました。

インドは核保有国の合意によって核兵器、生物、化学その他の大量破壊兵器の廃絶と禁止を国連総会で提案しました。これはバンドン会議を準備したコロボ会議の共同声明に基づくものでしたが、当時の国連では相手にされません

でした。

29 カ国で AA 会議

1954 年末の国連加盟国の数は 76 カ国でしたが、1955 年 4 月インドネシアのバンドンでのアジア・アフリカ会議には、アジア 23、アフリカ 6 の計 29 カ国が参加しました。国連加盟国のおよそ半分の国が参加したことになります。コンセンサス方式で A～G の 7 項目の「最終コミュニケ」として採択され、核兵器の廃絶と核実験の禁止の基本的立場が明記されました。F 項「世界平和と協力の促進」では、世界平和のために各国を国連に加盟させること、人類は戦争の勃発に直面しており、核兵器、熱核兵器の製造、実験、使用の禁止が、滅亡の脅威から人類と文明を救うために緊急課題として、核兵器禁止協定を明確に謳いました。また G 項では、すべての国は国連を通じて国際管理と核兵器の廃絶の実現のために協力するべきことが強調され、10 原則を宣言しました。しかし、当時の国連は多数が米英側に立ち、AA 諸国の提案はことごとく葬り去られました。

声を上げた科学者たち

AA 会議の 3 カ月後の 1955 年 7 月に、ラッセル-アインシュタイン宣言が発表されます。著名な科学者が賛同し名を連ねています。日本人として初のノーベル賞（物理学賞）を受賞した湯川秀樹先生も、署名し、核兵器の廃絶を訴えます。

政治にかかわる者が科学者の声に耳を傾けることは人間の知識の蓄積、科学の到達を踏まえることでとても大事です。私は物理学者の端くれとして科学を知らない輩は政治家になるな、と心底から思っています。

AA 会議の平和 10 原則を基に第 1 回非同盟諸国首脳会議が 25 カ国が参加してユーゴスラビアの首都ベオグラードで開かれました

(1961 年 9 月)。会議は「戦争への危機と平和へのアピール」を採択し、その冒頭で核兵器と大量破壊兵器により人類の未曾有の荒廃が危惧されるとして、永続的平和の道と呼びかけます。しかし非同盟運動は国際政治の舞台ではなお少数派でした。当時の力関係は、国連加盟国 約 100 カ国のうち非同盟は 25 カ国、非同盟不参加国が 75 でした。

しかし、20 世紀後半に進行した「世界の構造変化」で、植民地体制が崩壊した結果 100 を超える新しい主権国家が誕生して国連に加盟し、その多くが非同盟運動に加わりました。そして非同盟諸国は毎年、国連総会、軍縮関係の国際会議で核軍縮、核兵器廃絶を進める積極的提案を粘り強く追求してきました。

原水禁大会の呼びかけに答えて

1980 年代には非同盟が約 100 カ国となり国連加盟国の 3 分の 2 を占めます。1986 年 8 月原水禁大会「東京から世界への呼びかけ」に非同盟運動が応えます。9 月にジンバブエで開かれた 非同盟ハラレサミットでは、同国のムガベ首相が、人類は正気に戻る時だと東京からの呼びかけに応え、「核戦争の結果としての人類の絶滅を阻止すること、これこそ我々の全ての努力の前提条件である」とのべ、核戦争阻止と核兵器の廃絶を緊急課題として行動と呼びかけました。

採択された政治宣言でも、「核兵器は戦争の道具以上のものであって、大量殺戮の道具である。特に核兵器の蓄積は人類の生存の持続に対する脅威である。核兵器の廃絶は人類の生き残りのための緊要事である」と強調されました。

曲折を乗り越えて

中国に続き、非同盟国のインドとパキスタンが核実験と核兵器保有に踏み出し、イラン・イラク戦争など非同盟諸国同士の戦争が起

こり、非同盟運動は大きな困難に直面。紆余曲折を経験しましたが、団結して運動を前にすすめる努力も続けられました。

非同盟運動の「始祖」たちが次々と亡くなり一人となったユーゴスラビアのチトーは 1979 年のハバナ（キューバ）での第 6 回首脳会議で、非同盟運動がいまや全人類の直面する重要な諸課題の解決に率先して取り組みつつあると強調し、原則を堅持した統一と行動能力の強化と呼びかけました。こうした努力が続けられ、21 世紀になって非同盟参加国が 121 カ国、国連加盟国の 3 分の 2 を占めるまでになるなかで新たな前進が図られています。

特に核廃絶にむけては、新アジェンダ連合（1 度は核兵器を持つとしたが廃止を主張する国々）などと協力し、新たに「核兵器の非人道性」からのアプローチする国々も加わって、被爆者の運動や国際世論は大きな流れとなり、2017 年に核兵器禁止条約の成立に貢献しました。

平和 10 原則の生命力

平和 10 原則を基礎に主権と独立を擁護し、共同した取組をしてきた非同盟運動の歴史を見ると、非同盟運動がなかったら核兵器禁止条約はできなかったと言っても過言ではありません。

20 世紀後半に植民地体制が崩壊し、多数の主権国家が生まれました。その中で「いかにして国家的存在を維持するのか」という難問に答えたのが、非同盟運動だといえます。

仮想敵国を持たない、体制の違いを問わず加盟国の平等、協力共同、包摂、を追求する。この運動の中で世界の平和の地域共同体も、非核兵器地帯も生まれました。ASEAN（東南アジア諸国連合）、CELAC（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）は典型です。

この流れの方向に、核兵器も戦争もない世界はあると感じます。

トランプ発言に表れた アメリカの核兵器正当化論

大西 広（慶應義塾大学／京都大学名誉教授）



1945年8月9日長崎原爆

イランの核施設への攻撃について広島や長崎への原爆投下と「本質的に同じ」で、それによって「戦争を終結させた」とトランプ大統領が6月25日に発言した。航空機や軍艦を燃料不足で出撃さえできなくなっていた日本の敗戦が当時すでに確定していたことは周知の事実で、核兵器の正当化のために歴史を書き換える暴挙である。そして、その意味で、現在すでに94カ国が署名している核兵器禁止条約を真に実効あるものにさせること、日本国民としてまずは日本国政府にその条約に署名させることが焦眉の課題となっている。

原爆投下は国際法違反

しかし、そう考えれば考えるほど、すでに日本国内で原爆投下が国際法違反であったとする司法の判決が出されていることを思い出すことが重要となる。昨年のNHK朝ドラでも三淵嘉子をモデルとする主人公が担当した「原爆裁判」の判決（1963年）である。この判決では、原告の損害賠償請求は棄却されたものの「原爆投下は国際法違反」との明確な判断が示されているからである。判決文は言う。「被爆者は損害賠償請求権を持たない」が、「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだ……しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般戦災者の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。……本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない。」

ここで言う「政治の貧困」とは被爆国であるにも関わらず、そして、

広島原爆の直後に日本政府としてアメリカに抗議文を送っているにも関わらず、この裁判で日本政府が「国際法に違反しない」との立場を主張し続けたことを指している。一体、どの国の国民の利益を守ろうとしている政府なのか！とまさに嘆かずにおられない。昨年末のノーベル賞受賞スピーチで被団協田中代表が言及しなかったものの、日本被団協もこの判決を積極的に評価し、ホームページでその立場を表明している。

問題の出発点としての東京裁判

ただし、この裁判が日本政府を被告として行われたことに表されているように、損害賠償請求の対象がアメリカでないのは日本国政府が対米請求権を放棄していたからである。これは当時存在した両国の力関係から仕方のないものとするのは理解ができて、本来は「アジア太平洋戦争」の全体を総括すべく開催された東京裁判で原爆投下が裁かれなかったことに起因している。戦争裁判というものの、そこで行われた戦争犯罪のすべてを裁くのが本来の役割であるところが、裁判を主導したアメリカの事情で重大な3種の戦争犯罪が裁かれずに終わっている。具体的には、原爆投下、重慶や東京を含む各地の無差別爆撃、それに731部隊である。

これを逆に言うと、裁かれた戦争犯罪もある。南京事件がその典型である。が、これはそれに類する犯罪をアメリカがやらなかったがために裁かれたのであって、重慶大爆撃が裁かれなかったのはアメリカ自身が原爆投下や各地の無差別爆撃を行っていたからである。ちなみにここでは一般的軍事占領や侵略それ自身

も裁かれなかったが、それを裁くと欧米帝国主義もまた裁かれなければならないからである（731部隊が裁かれなかったのも石井部隊長がその研究資料をアメリカに提供したからである）。

したがって、今ここで核兵器禁止を国際法レベルで確実なものとしようとする時、それが本来、東京裁判で裁かれねばならなかったということ、本来はそもそも最初から核兵器が国際法違反であるということを忘れてはならない。ハーグ陸戦条約などによって最初から非戦闘員の殺戮は禁止されていたからである。

核兵器禁止の 国内・国際の統一戦線のために

ただし、こうして考えると、東京裁判で裁かれずに終わった原因としてのアメリカの戦後支配体制やそれに従属した日本の政治経済システムの問題にどこまで我々が踏み込めるかが問われることとなる。

そして、もしそうであれば、グローバル・サウスに連帯して、アメリカを盟主とする西側に対抗する国際的統一戦線に加わることで、対米従属からの脱却をめざす国内反米民族主義勢力との協同が求められる。後者の協同はすでに「オール沖縄」の形をとってすでに13年の歴史を有する。その流れを国際的な連帯へと結びつけていくことが求められているのだと私は考えている。

声明

アメリカのイラン核施設攻撃を強く非難し、 主権を守るイラン国民の闘いを支持する

2025 年 6 月 22 日

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

トランプ米政権は 6 月 21 日、イラン領内の 3 カ所の核施設を空爆した。攻撃対象は中部ナタンズ、フォルドゥ、イスファハンの核施設。地中深くにあるフォルドゥの施設などへの攻撃には地下貫通型爆弾「バンカーバスター」が 14 発使われた。それ以外の施設には、30 発の巡航ミサイル「トマホーク」を発射した。

アメリカはこれまでイスラエルによるガザ・ジェノサイドや周辺国への侵略行動を支援し、6 月 13 日のイスラエルによるイラン先制攻撃も援護してきたが、今回は国際法上の根拠をいっさい提示することなく自ら直接の攻撃に加わった。主権国家のイランに対する一方的な先制攻撃は国連憲章、国際法違反であるだけでなく、国際的な外交努力を無視し、国際世論をだまし続けながらの暴挙という点で何重にも許しがたいものである。とりわけ核施設攻撃はそれ自体危険極まりないものであるだけでなく、アメリカ自身が批准はしていないが署名している原子力施設への攻撃についてのジュネーブ協定の追加議定書にも違反する、国際法違反の行為である。

また、このアメリカの原子力施設攻撃は、自らも加盟している核兵器不拡散条約（NPT）に違反する行為である。

私たちは、今回のアメリカによるイラン攻撃の暴挙を強く非難し、主権を守ってたたかうイラン国民への支援と連帯を強くよびかける。

イラン問題の核心は、核兵器を保有しているアメリカ・イスラエルが、核保有の優位に立って非核保有国のイランを脅迫し、「仮想された脅威」を口実に一方的な軍事攻撃を行っていることにある。イランは核不拡散条約（NPT）に加盟し、条約にもとづく保障措置にしたがって原子力の平和的な開発をし、国際原子力機関（IAEA）の査察をうけいれてきた。政府は繰り返し「核兵器は開発しない」と言明し、そのことは IAEA やアメリカ政府の情報機関トップであるギャバート国家情報局長官自身が公の議会証言で確認しているところである。またイラン政府は中東非核地帯の創設に賛同し、その交渉に一貫して参加してきた。ところが一方のイスラエルはすでに秘密の核開発によって最低 90 発の核兵器を保有している。NPT 条約への参加を拒否し、国際的な査察を一切うけていない。核兵器の削減や廃絶の動きにはまったく背をむけている。

そのアメリカとイスラエルは 30 年前から「イランの核脅威」を叫び続けているが、国際社会が問題にすべきは「イランの核開発疑惑」ではなく、自らの核保有は正当化し、イスラエルの核保有は問題にせず、核保有をしないと述べているイラン攻撃を容認する二重基準である。先の G7 サミットはこの立場にたってイランを批判し、「イスラエルの自衛権」を擁護するまったく逆立ちした立場を表明した。G7 や欧州主要国は、イスラエルのガザ・ジェノサイドにたいしても同様の立場にたって事実上イスラエルを擁護している。もはや彼らには「国際法の順守」や「ルールにもとづく統治」などを口にする資格はないといわなければならない。

非同盟諸国や BRICS プラスなどグローバルサウス諸国からは、米欧の二重基準に反対し、核兵器の廃絶の立場にたってイスラエルとアメリカの暴挙を糾弾し、イランの主権を擁護し連帯する声が広がっている。国際社会は、国連憲章、国際法を蹂躪するアメリカの暴挙に厳しい態度で接し、アメリカ・イスラエルを孤立化させ、不法なイラン攻撃を止めさせ、地域の平和を回復しなければならない。

日本政府は、13 日のイスラエルによるイラン先制攻撃には強い「非難」を表明したものの、その後の G7 サミットでは立場を後退させて、国際社会からの失望を招いた。石破政権はこの問題ではアメリカに追随することなく、国際法と国連憲章擁護の原点に立ち返るよう求める。

キューバ連帯支援資金 駐日大使に手渡す



前列中央がガルシア大使

アメリカによる長期の経済封鎖の影響で、極度の経済困難に陥っているキューバを支援しようと、キューバ友好連帯8団体がとりくんできた連帯資金カンパは日本 AALA を窓口にして取り組まれてきましたが、6月末までに合計309万2492円に達しました。連帯支援基金募集呼びかけ人代表の新藤通弘氏と日本 AALA の田中代表理事、箱木事務局長の3人が7月8日に在日キューバ大使館を訪れてカンパ基金を手渡しました。

キューバ人大使館員全員による歓迎のなか、ガルシア大使は、現

在、革命勝利後最大の経済困難に遭遇している国民にとって日本国民の連帯の志はさらに大きな励みになると心からの感謝を述べました。館員全員が大きな拍手で感謝と決意を表明しました。

ガルシア大使は、次のように感謝の意を述べました。「トランプ政権により、経済封鎖が一層強化されるなかで、ドイツの友好団体を通じての送金、スイスにあるキューバの貿易公団への送金などを

検討しましたが、日本の金融機関がキューバへの送金業務を忌避しました。そこで、物資に変えて、ペースメーカーを送付することも考えましたが、それも経済封鎖により不可能であることが分かりました。こうして、支援金の引き渡しには困難が伴いましたが、近く来日するキューバ政府要人に引き渡すことになりました。今回の寄金は、医療関係の資材の購入に充てられることになっています」

ミャンマー地震災害支援カンパ届ける

6月17日、在日ミャンマー人で「ミャンマー日本教育のかけはし協会」の一員として、ミャンマー人の子ども達への母国語教育に取り組むチョウチョウソーさん（写真）にミャンマー地震災害支援カンパを届けに行って、1時間ほど話を聞きました。氏は、感謝の言葉とともに次のような報告をしてくださいました。

5月初めに「メイッセ・プロジェクト」というミャンマー被災地支援を行う組織を立ち上げました。メイッセというのはビルマ語で「友だち」という意味です。被災地の人々が遠く離れた日本にも、「自分たちを想い、手を差し伸べてくれる友だち（メイッセ）がいる」そう感じ、困難な状況の中で、希望を捨てず、前を向く力につながることを目指すプロジェ



クトです。

日本の運営チームの発起人はチョウさん、柳本大地（学習院大学国際センター准教授）の2人で、浅野明莉さんという東日本大震災、福島原発事故からの復興支援業務に従事している人が参画しています。

ミャンマーの現地支援チームは、ヤンゴン、マンダレー居るピエソンさんなどが現地でスタッフとして活動しています（写真・右）。チャンミヤツカ社会福祉協議会という団体も支援活動をしています。

軍事政府が頼れないので、現地では、自ら支援チームを作り復興支援をしています。日本の経験から（東日本大震災など）現地の状況を予測して支援チームに伝え、計画を立て、実現に向けて支援し



ています。

日本のように仮設住宅もなくテントでの生活で、今、ミャンマーは雨期に入っているのも、避難キャンプが一夜で水につかるよう状況も生まれています。

現地支援チームは寄付金がなければ活動が続けられないので、引き続き、ご支援をお願いします。

（文責 常任理事 松井幸博）

●郵便振替口座 00110-6-7234 日本 AALA 連帯委員会
●ゆうちょ銀行 当座 〇一九（ゼロイチキユウ店）
口座番号 0072434 「0」は数字
日本 AALA 連帯委員会



北海道

キューバ大使とサルサを踊りたい

北海道 AALA の創立 60 周年は昨年 8 月でしたが、諸般の事情から記念行事の開催が遅れ、今年 10 月 4 日に札幌市内で、ヒセラ・ガルシア駐日キューバ大使の講演会を開催することになりました。この講演会成功の気運を盛り上げようと、有志が「文化部」を立ち上げ、キューバの音楽や絵画などに親しむ企画の準備を始めました。会場の鈴木副理事長(内科医)の自宅は、元職場である民医連の勤医協中央病院から近く、人脈的にも勤医協の繋がりを中心に参加者組織が進みました。

そして 5 月 10 日に第 1 回「文化のつどい」を開催。午後 4 時には会員、読者のほか、病院の職員、元職員など 14 人が集まりました。



まずは持ち寄った料理や酒類を楽しみながらまったりと進行。一段落ついたところでキューバ革命の経緯をまとめた番組の録画映像や、キューバ人画家ネルソン・ドミンゲスの版画 2 点を鑑賞するなどして過ごしました。

参加者に講演会の成功を訴えるなかで、医師夫妻が揃って入会。しかも、妻(産婦人科医)が日頃からサルサを習っているということで、「ぜひキューバ大使と一緒に踊りたい」と発案し、6 月中旬から週 1 回、仲間を誘って踊りの練習を始めることになりました。

今は大使一行の来道に向けて、実行委員会の体制づくりや表敬訪問先との交渉、歓迎レセプションの会場選定など諸準備を進めています。

北海道 AALA 連帯委員会 創立 60 周年記念講演会
Revolution 66th Anniversary

革命 66 周年 キューバの今

キューバは革命成功後 66 年、大躍進を遂げないで立派な国づくりを進めています。
2015 年にアメリカと国交を回復しましたが、今なお経済制裁による困難に直面しています。このような中でも、コスタリカ・パナマでは世界保健国に医療支援団を派遣、民衆保健事業の継続的実施ではインフラ整備を進め、世界を大きく変えています。
サイバー・スペース政策の推進「デジタル」でキューバの未来は医療制度が知られるようになり、教育も大学までで無料です。また、有機農業やバイオテクノロジーの先進国でもあります。
今般、大使一行が来道する一歩手前であるお祝い、キューバの現状を知ると同時に、北海道とキューバとの友好・連帯をいっそう発展させる機会にしたいと考え、講演会を企画しました。

講師 駐日キューバ共和国特命全權大使
ヒセラ・ベアトリス・ガルシア・リベラさん

日時 10 月 4 日(土) 13 時 30 分(15 分前開場)

会場 札幌市教育文化会館 3 階 305 研修室
(札幌市中央区南 1 条西 13 丁目)

参加費 1000 円・学生 500 円

主催 北海道アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会
〒465-0815 札幌市東区北 15 条東 1 丁目 1-1-304 TEL. 011(788)8754
幹事(代表人) 伊藤泰典(北海道 AALA 理事)、加藤孝(北海道大学名誉教授、北海道のアジア・ラテンアメリカ研究)、鈴木 謙(経済、ラテンアメリカ研究)、高橋(大蔵省)、鈴木(北海道大学名誉教授、有知アベニの会共同代表)、鈴木 謙(経済、ラテンアメリカ研究)、高橋(大蔵省)、鈴木(北海道大学名誉教授、有知アベニの会共同代表)、平野 邦(北海道大学名誉教授)、結川(北海道大学名誉教授、NPO 法人 日本キューバ(科学)研究交流委員会代表)

※ 日本 AALA は、非営利団体の活動にボランティア参加者を募り、日本でも一つの NGO です

不当な経済封鎖によるインフラの稼働率低下や物資の欠乏など、国民生活に深刻な影響が出ているキューバ国民を励ますため、全国からのご支援をぜひお願いします。(事務局 片岡満)

茨城

イベントで国際署名

2025 年も平和活動に積極的に取り組んでいます。まず 2 月 11 日には百里初午まつりに参加し、「戦争するな どの国も」の第 11 次国際署名活動を実施しました。このイベントでは 54 筆の署名が集まり、さらに 3 部のブックレットを販売することで ASEAN の平和への役割について関心を広げました。

続いて 3 月 30 日には、日本 AALA 代表理事の野本久夫氏を招いて、ASEAN の平和構築をテーマとした講演会を開催しまし



た。この講演では、ASEAN の東南アジア友好協力条約の意義や地域協力の重要性について深く学ぶ機会となり、参加者は活発な意見交換を行いました。

5 月 3 日には憲法フェスタに参加して活動紹介と署名活動を実施し、102 筆の署名を集めることができました。この活動を通じて、日本国憲法の平和主義と ASEAN の取り組みが共鳴していることへの理解と支持を広げました。

さらに、5 月 18 日には水戸市で第 22 回総会を開催しました(写真)。この総会では、引き続き野本久夫氏を迎えて「ASEAN の平和と日本の進路」についての記念講演が行われ、参加者たちは東アジアの平和と日本の役割について議論を深めました。

(事務局 黒沢一也)

「原発問題」の連載は休みます

気ままに花を求めて②

天上から降りてくる音楽

ナララ 蔵元信子

モーツァルトの活躍したウィーンとザルツブルグを訪れたのは2018年4月でした。ツアー参加ではなく、友だちと2人だけのプライベート旅行。添乗員なし、航空機とホテルのみ予約、演奏会のチケットはネット検索で確保。ハラハラドキドキの旅でした。

ウィーンで聖ペーターズ教会に行くと昼のミサの最中、パイプオルガン演奏を聴き、夜になってモーツァルトの弦楽四重奏を聴きました。教会を出ると広場ではバイオリンを奏でている人があり、さすが音楽の都だなと思いました。ウィーンから列車で4時間、湖畔



モーツァルト像の前で（右側が筆者）

の美しい街並みのハルシュタットで宿泊。ホテル近くの教会でコンサートの案内掲示があり、中に入って並んでいる長椅子に腰かけました。

モーツァルトの「アヴェ・ヴェルム・コルプス」やゴスペルソング「アメイジンググレイス」など

13曲、飛び入り参加で楽しませてもらいました。

現地ドライバーの車でザルツブルグへ。午前中に旧市街を見学。夜にミラベル宮殿大理石の間でのコンサートに行きました。モーツァルトのピアノ5重奏が始まり、しばらくすると友だちが居眠り！私の気ままな旅行に付き合っただけで疲れたのでしょうか。彼女は「素晴らしい音楽をバックに最高に贅沢な居眠り」と弁明してくれました。

池辺晋一郎さんは「自然の音が一番近いのがモーツァルト、それとは逆に自然の前に人間として立ちただかる様子を音楽にしたのがベートーヴェン」と語っています。また、「天上に昇る音楽がバッハ、天上から降りてくる音楽がモーツァルト」と言われたりします。理屈抜きにモーツァルトの音楽で癒されます。

わたしと

178

AALA

静岡県AALA
鈴木 啓史

日本AALA規約の第3条(8)の「日本在住のアジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国出身者との相互理解、人権擁護の促進に向けて活動する」を展開したいと思っています。いま参政党や日本保守党が外国人嫌悪、排外主義を扇動しています。日本で暮らす外国人が暴言を吐かれたり、いじめられたり、嫌な思いをしていないか、心配です。私たちが外国人の人権を擁護する側に立たなければなりません。

私はJICA（独立行政法人国際協力機構）に職員として25年間勤めました。JICAは世界の開発途上国に非軍事分野の技術協力と資金協力をする日本政府の機関です。対象はAALAと同じアジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国等です。私はJICAにいたときに中国とタイに通算約10年駐在し、出張でも数カ国に行きました。そこで感じたことは、どこの国の人も基本は同じだということです。家族や友だちを大事にするし、おいしいものを食べたい、豊かになりたい、社会でがんばりたい、民主的な政府がほしい。日本に来ている外国人もそれぞれの思いや事情があって日本に来たはずで。私たちAALAのメンバーは外国人と交流を持ち、彼ら彼女らを理解しなければいけないと思います。

日本人の外国人嫌いは島国だからかもしれません。タイ人は外国人に非常に寛容です。それは異民族との交流の長い歴史のなかで習得した気質でしょう。日本人ももっと外国人に寛容であるべきです。理解や交流がないから嫌悪や差別が生じてしまう。JICAの先輩職員が「日本の国際理解の土壌を耕さなければいけない」と言っていたことを思い出します。AALAの役割もそこにあるのではないのでしょうか。

静岡県AALAでは先日試みとして、民主青年同盟が実施するフードバンクで外国人留学生の声を聞く活動をやってみました。今後も何かやってみたいと思います。AALAを通じて日本に排外主義がはびこらないように食い止めたいと思っています。

編集・発行

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

JAPAN ASIA AFRICA LATIN AMERICA
SOLIDARITY COMMITTEE



住所 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館6階

電話：03(6453)7297 HomePage <https://www.japan-aala.org/>

FAX：03(6453)7298 E-mail: info@japan-aala.org

振替 00110-6-72434

毎月1回1日発行1部150円（送料別63円）

